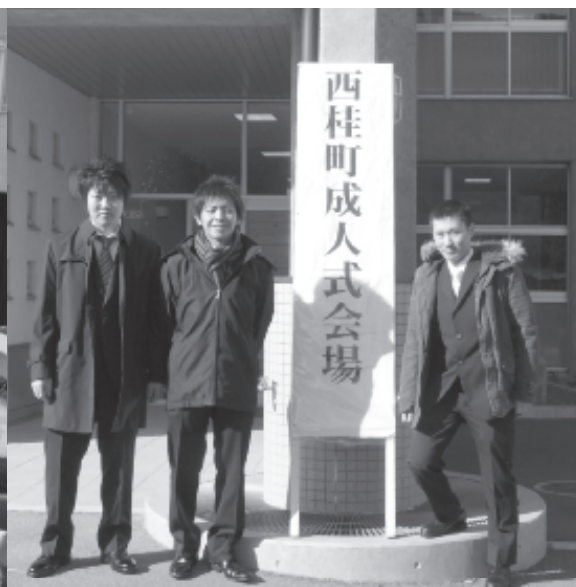


にしかつら

平成22年
2
月号



成人式



成人おめでとう！

平成22年 西桂町成人式

1月10日(日)中学校多目的ホールにて、華麗な振袖や真新しいスーツに身をつつんだ61名の新成人者を迎え、成人式が厳粛かつ盛大におこなわれました。

式典では、川村町長をはじめとする多数の参列者から心温まるお祝いの言葉が新成人におくられ、人生の先輩からの励ましのことばに、成人者も胸を熱くし成人としての新たな自覚を深くかみしめていました。

また、新成人者を代表して永田翔也さんと梶原亜裕美さんがそれぞれあいさつし、成人

としての新しい責任を自覚し、今迄お世話になった方々に感謝するとともに、自分たちの夢に向かって努力していくと、元気に語ってくれました。みな新しい時代を担う若者としての決意と自信に満ちあふれていました。

今回の成人式は新成人が中学生時代に発足した、中学校音楽部の生徒たちによるオープニングセレモニーが行われ後輩たちが式典を盛り上げ華やかな成人式となりました。

新成人の皆様、ご成人おめでとうございませう。



平成22年 消防出初式



去る1月9日（土）新春恒例の西桂町出初式が、多くの来賓を迎え西桂中学校校庭にて举行されました。
また、消防活動及び防犯活動の功績にあった多くの消防団員が表彰されました。



富士・東部地域県民センター 所長表彰

副団長 高尾 由也

大月警察署長 防犯協会大月支部長表彰

交通分団 分団長 宮下 和正

技術分団 副分団長 渡辺 幹夫

団長表彰

功労表彰

技術分団 係長 権守 正弘

第五分団

分団長 三枝 修一

正会員感謝状

交通分団

分団長 宮下 和正
副分団長 小林 和也

技術分団

副分団長 渡辺 幹夫

山梨県消防協会会長表彰 乙種功労章

第一分団

分団長 小川 勝

第二分団

分団長 乙顔 一夫

第三分団

分団長 梅原 正弘

第四分団

分団長 田辺 定春

15年勤続表彰

技術分団

分団長 柏木 正

交通分団

副分団長 小林 和也

10年勤続表彰

交通分団

係長 三枝 治男

第二分団

班長 前田 政貴

班長 岩田 武樹

班長 加藤 英樹

5年勤続表彰

第一分団

副分団長 石倉 宏二

班長 小山田 純也

班長 渡辺 卓也

第三分団

団員 滝口 善嗣

第四分団

班長 小林 貴人

班長 滝澤 英樹

班長 小野 耕助

第五分団

団員 勝俣 規仁

優良団員表彰

交通分団

団員 岩田 健治

火の元優良の家

第一分団

班長 小山田 純也

第二分団

班長 渡辺 卓也

班長 権守 学

第三分団

班長 高尾 久樹

班長 榎田 哲也

第四分団

班長 梅原 寿樹

班長 滝口 雅仁

班長 宮下 智史

火の元優良の家

倉見区

本町区 小川 達雄

上町区 渡辺 喜男

下暮地区 前田 秀一



町内一周神社初詣マラソン



新春恒例の初詣マラソンは、晴天に恵まれ、413名もの多数の町内外者に参加して頂きました。参加者の方々は、清々しい気持ちでYLO会館を出発、町内7つの神社をまわり、今年も良い年であるよう「家内安全・健康増進」などを祈願し、心地よい汗を流しました。

本年度も、7つの神社の記念スタンプを実施し、走り終わった参加者には、お汁粉・スープ等のサービスをふるまいました。

お陰様で、当事業も今年で26回を迎えました。関係者並びに参加者には深く感謝申し上げます。



町からのお知らせ

町からのお知らせ



総務課

家庭で保有している消火器の廃棄処分等について

古い消火器の破裂事故の報道を受け、役場にも消火器の処分方法について、町民のみなさんからの問い合わせがあります。

西桂町では・・・

一般ゴミとして廃棄することはできません。（役場・消防団が引き取ることはありません）

次の処分方法があります。

①消火器を販売する業者に、新しい消火器の購入と引き換えに古い消火器を引き取ってもらう。（手数料等が発生する

場合がありますので、業者へお問い合わせください）

②消火器を点検・販売する業者に手数料を払い、処分してもらう。（手数料については業者によって異なりますので、直接業者へお問い合わせください）

③年4回町（下暮地尾尻町有地）で実施する粗大ごみ回収日に持ち込む【手数料が必要となります（手数料は変動します）】

※引き取りに際しては、消火薬剤を放出させておく必要はありません。不用意に古い消火器の安全栓を抜いたり、レバーを握るのは破裂等の危険がありますのでやめましょう。

※消火器の購入・入替え・点検等については、購入先の業者へお問い合わせください。



平成22年度町施策について

「まちづくり推進委員会」

より答申されました

平成21年11月にまちづくり推進委員会へ諮問しました「笑顔あふれる西桂実現のための政策プラン(案)」及び「平成22年度西桂町主要事業計画(案)」についての答申書が提出されました。

全5回の委員会を開催し、平成22年度に向けての事業計画に関する要望や既存事業に対する意見など「町民の目線」による活発な意見交換が行われました。町では、今後これらの意見を町政に反映させ、町民と行政との協働によるまちづくりを更に推進して参ります。



「新しい長期総合計画 ～町民皆さんと描く西桂の未来～」

新しい総合計画の策定に向けて

町では、本年度より平成22年度にかけて新しい総合計画「西桂町第5次長期総合計画」を策定して参ります。今後、策定に向けた取り組みとその状況などを皆さんにお知らせしていきます。今回は、総合計画の概要についてお知らせします。

●まちづくりの指針「長期総合計画」

市町村がまちづくりを行うためには、指針となる計画を策定しなければなりません。このことは地方自治法に定められています。

町では、平成13年度に西桂町第4次長期総合計画「山の心、水の心のある町 いきいき西桂」を策定し、平成22年度までの10年間を一つの区切りとして様々な政策を行ってきました。しかし、急速に進む少子高齢化や人口減少、行政に対する意識の変化、厳しい財政状況など町を取り巻く状況は大きく変化しています。

そこで、現在の総合計画を見直すことが必要となり、本年度より新しい総合計画を策定することとなりました。

●時代に対応できる計画を町民のみなさんと共に

地域社会や経済が大きく変化する中で町政運営を行うためには、これらに柔軟に対応できる計画が必要です。新しい総合計画は、このことを十分踏まえ、長期的視野に立った計画の策定を目指します。

また、策定にあたっては、町民の皆さんと行政が協働し、お互いに知恵を出し合いながら進めていくことを基本に考えています。そのため、総合計画審議会を設置し、町議会議員や各種団体の方々に参加頂き、更には次のような取り組みを行なって参りますので多くの皆さんのご協力とご参加をお願い致します。

1. 町民意向調査

無作為抽出による町内在住の18歳以上の方1,500人に対しアンケート調査を実施します。この調査の対象となった方には既に調査票を発送しておりますので期限までにご回答下さいますようご協力をお願い致します。

2. 各種団体意向調査

様々な立場の皆さんから広くご意見をいただくため、各種団体意向調査（福祉・教育・産業・農業等各分野）を予定しております。

3. 地区別懇談会

町民皆さんの意見を直接お聴きする場として、町内5ヶ所で地区別懇談会を予定しております。長期総合計画に対するご意見やご提言、将来に向けたまちづくりへのお考えをお寄せ下さい。

4. パブリックコメントの実施（意見公募）

町が意見集約した素案に対しパブリックコメントを募集し、広く町民の皆さんの意見をお聴きします。

※これらの開催等の詳細については、広報・回覧等により随時お知らせ致します。

産業振興課

農地の無断転用を 防ごう！

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形状の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。

一時転用とは？

農地を一時的な残土置場、資材置き場、作業員仮宿舍、砂利採取場などとして利用する場合を一時転用と言い、許可が必要です。また、この場合工事等が終了した後は、必ず原状に回復する義務がありますのでご承知ください。

なお、固定資産税は現況課税主義ですので、毎年1月1日現在の現況地目で課税します。従って、現況が農地以外の地目になっていると固定資産税も上がる場合がありますのでご注意ください。

農地の転用には許可が必要ですよ

農地は農業生産の基盤であり、食料の生産はもとより、景

観・環境保全や防災など、重要な機能と役割も果たしています。しかし、一度農地以外のものにされると元に戻すことが難しく、許可なく勝手に農地以外のものに転用すると、計画的な土地利用ができず、周辺農業への支障を生じることがあるなど周りの皆さんの迷惑になります。そのため、農地を転用する場合には、許可等の手続きが必要なのです。

農地転用の手続きは？

転用の手続きには、次の①・②の2つのケースがあります。
①農家が自分の所有する農地を転用する場合
②事業者などが農地を買ったり借りたりして転用する場合
（農地法第4条申請）

①・②の申請に対する許可は、地元農業委員会を経由し知事が行います。但し、4haを超える農地転用の場合には農林水産大臣の許可となります。

農地を転用して住宅や工場等を建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法等の他法令によって建設等が規制される場合があります。この場合には、他法令による許可等が得られる見通しがない限り農地転用の許可は行われません。特

に、農振農用地区域内農地は、原則転用できません。転用するためには区域からの除外が必要になりますので、農地転用する場合必ず事前に農振農用地区域内農地から除外されているかどうかを確認してください。

許可なく転用したら？

無断転用には厳しい罰則

許可を得ないで農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復（仮に工事が完成していても、建物が建設されても、元の農地に戻して頂くこととなります。）などを命ずることができま

す。無断転用（農地法第4条・第5条の違反）をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。また、法人の場合は、1億円以下の罰金となります。

また、知事の原状回復命令に違反した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となっています。また、法人の場合は、1億円以下の罰金となります。

改正農地法の概要

（平成21年12月15日施行）

【改正のポイント】

農地の貸借の規制を見直し、農業生産法人以外の法人等も農地を借りることができるようになります。但し、地域の農業に悪影響を与える場合等には、借りることができません。借りた後も、農地を適正に利用し続けること、法人の場合は一人以上の業務執行代役が農業に常時従事していることなどが必ずやります。

所有権の移転は、今までどおり、農作業に常時従事する個人と農業生産法人に限られます。農地の権利を取得する際に必要とされる下限面積が農業委員会の判断で設定することができるようになりました。今までは、原則として権利取得後の農地面積の合計（全経営面積）が、都府県では50a以上、北海道では2ha以上とならなければ、農地を買うことも借りることもできませんでした。また、この下限面積は、農地法施行規則第3条の4に定める基準に従い都道府県知事が別段の面積を設定できることとなっており、当町では200a（2000㎡）でした。改正後におきまして

も、当町農業委員会では当町における農家の農業経営事情に鑑み、変更せず、200a（2,000㎡）とすることで議決しました。（12月総会）

相続等により権利取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならなりません。相続等の「等」とは、次のような場合となります。

- ① 遺産分割
- ② 時効取得
- ③ 法人の合併
- ④ 分割など

気を付けましょう！

もし、届け出をしなかったり、虚偽の届け出をした者は、10万円以下の過料になります。民法第604条により貸借の存続期間は20年以内とされていますが、農地については50年以内まで可能となりました。

国や都道府県による公共施設（学校・社会福祉施設・病院・庁舎または宿舎）への転用には法定協議制が導入されます。但し、協議が成立すれば許可とみなされます。

違反転用の罰則を強化するとともに、違反転用に係る原状回復について、行政代執行制度が整備されました。要件としては、原状回復命令

に従わないまたは従う見込みがないとき、違反者を知ることができるとき、原状回復命令を発する暇がないときなどがあげられます。このような場合、国または都道府県が違反転用者に代わり原状回復することができま

す。その費用は、違反転用者より徴収することになり、納付しないとは差押等行政処分されることにもなります。耕作放棄地対策に朗報なのは、農業委員会が遊休農地として公告することによって、所有者が不明な農地も利用することができるようになった点です。

農業の活性化にアイデアを持った人を探しています！

野菜をお金にかえる方法をみんなでお考えましょう！自家消費型の農業から脱却しましょう！

当町の大切な資源は農地です。この資源である農地を活かしましょう！今こそ、その時は訪れています。

「山椒は小粒でもぴりりと辛い」とよく言われるように、当町の農地は一つ一つが小さいながらも、何を作っても他の市町村に負けないくらい、恵まれた環境にあると言えます。当町の

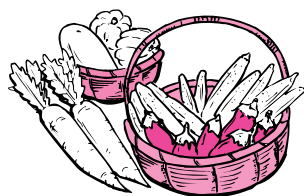
肥沃な農地からは、他に負けない産物が生み出されます。生産から加工、更には販売に至るまで、あらゆる手段で売れるしくみを構築し、当町の特産品開発にご自身のお力を貸して頂きたいと思ひます。そのためには、アイデアが必要です。当町は、宝の山となっているこの肥沃な農地をまだ十分利用しきれないはず

です。平成21年度の耕作放棄地全体調査の結果15.7haがまだ再生可能農地であります。町民の皆様が英知を結集すれば、他に負けない収益をもたらすことができるはず

です。どうか、一緒に考えてみたいと思われる方がおりましたら奮ってご賛同下さい。年齢、性別、老若男女は問いません。どなたでも結構です。

一から農業におけるこの町の活性化を考えていきたいと思ひます。

問い合わせ先
産業振興課 産業係



ごみの分け方・出し方

可燃物 (もえるごみ)

- 台所ごみ (くだものくず、残飯、魚、貝がら等)
- 紙くず (ちり紙、カーボン紙など資源にならない紙等)
- プラスチック製品 (洗面器、CD、ビデオテープ等)
- 革・ゴム (ゴム長靴、革靴、ベルト、衣類、バック類)

不燃物 (もえないごみ)

- 金属 (包丁、アイロン、鍋、フライパン、缶詰の缶、傘の骨等)
- ガラス (コップ、板ガラス、電球、蛍光灯、油ビン等)

粗大ごみ (おおきなごみ)

家具類 (解体・分別)、布団・毛布 (1日5枚まで)、ガスコンロ
掃除機、ビデオデッキ、扇風機、自転車、ソファ (解体・分別) 等

資源化物

- ガラスビン類 (割れたビンは不燃ごみへ)
- 紙パック類 (水ですすぎ切り開いて乾燥させてください)
- 缶類 (飲料用のアルミ缶・スチール缶)
- ペットボトル (ジュース類・水・酒類・醤油) キャップをはずして水で中をすすいでください
- ダンボール・新聞・雑誌

※ステーションは、利用している方々で責任を持って、きれいなステーションにしておいてください。



収集・処理できない物 (専門業者に引き取り依頼)

オートバイ、農機具、浴槽、太陽熱温水器、風呂釜、ガスボンベ、消化器、タイヤ、ホイール、バッテリー、耐火金庫、土砂、瓦、レンガ、ブロック、畳、建築廃材等

※上記は、一例です。疑問な物はお問い合わせください。

問合せ先 産業振興課 環境係

児童館

平成22年度学童クラブ 児童募集について

児童館では、家庭との連携を図りながら、児童の健全育成および保護を目的とした「学童クラブ」事業を実施しています。

この事業は、昼間保護者・祖父母などがいない家庭を対象に、放課後対策として、小学校低学年児童の受け入れを行うものです。ご希望の方は、下記をご覧ください、お申し込みください。

・対象児童 西桂小学校の1年生・3年生及び西桂町在住の小学校の1年生・3年生
※昼間保護者・祖父母のいない家庭の児童

・募集定員 50名

・保育時間

月曜日・金曜日
午後1時～6時

・保育場所

4月～10月 (小学校体育館)
11月～ (YLO会館2階児童館)

・申し込み方法

児童館に「学童保育申込書」がありますので、保護者の方が直接取りに来てください。

・申込書類配布期間
2月15日(月)～2月19日(金)
・申込書類提出締切
3月5日(金)

※現在登録している児童の方も再登録の必要がありますので、申込書類の提出をお願いします。

工作クラブ再募集

・2月20日(土)
午後1時30分～3時

・3月20日(土) ↓ 3月13日(土)
午後1時30分～3時

学年別ではなく希望する人は申し込んで下さい。
毎回10～15名程を募集します。
参加費は100円です。
工作クラブに以前から入っている方も、再度申し込みをお願いします。お待ちしています。

申し込み期間
2月8日(月)～2月15日(月)
☎25-2941 新田・佐藤



● ボランティアグループ活動報告 — 皆さんご苦労様でした —

「西桂町をきれいにする会」

1月6日(水)、町内のゴミ拾いをした後、繭玉作りといきいき健康福祉センター2階和室の障子張りを行いました。

繭玉はいきいき健康福祉センター、保育所、YLO会館に飾り付けました。保育所では年長さんが、またYLO会館では学童保育の児童が大喜び・・・楽しい時間を過ごすことが出来ました。

また障子張りも皆さん一生懸命に行ってくれ、大変きれいになりました。

日頃から、環境美化活動等に協力して下さる西桂町をきれいにする会会員の皆さんに、感謝致します。



「童謡の会」

1月12日(火)、児童館において、小学生との交流会を行いました。

毎月、西桂町通所介護事業所での活動は行っていますが、小学生への伝承活動は始めて。会員の皆さんも少し緊張気味でしたが、子供たちの協力を得て、楽しい時間を過ごすことが出来ました。



地域福祉活動

● 温かい善意を ありがとうございます

匿名さん 2,000円
あじさいの会さん お手玉50個
匿名さん 紙おむつ3袋
レディース西桂 60,000円
匿名さん 紙パンツ2袋
新田登美江さん 清拭布30枚
..... 介護用エプロン20枚
西桂小学校さん タオル164枚
..... 石鹸93個
小林栄子さん タオル40枚



匿名さん、レディース西桂さんからの寄付金は、社会福祉協議会の活動に使用させていただきます。

また西桂小学校さんからご寄付のあったタオルは、高齢者ボランティアグループ「あじさいの会」の皆さんに雑巾などに仕上げてもらい、各公共施設において使用させていただきます。

町からのお知らせ・お知らせ

平成22年度自衛官募集案内

募集種目		資格	願書受付期間	試験日程	その他
幹部候補生	一般・技術	★20歳以上26歳未満 〔22歳未満の者は大卒者 (見込み含む)〕 ★大学院修士課程修了者 (見込み)は28歳未満	4月1日(木) ～ 5月10日(月)	1次: 5月15日(土) ・16日(日)	【入隊】 23年3月下旬 ～ 4月上旬
	歯科・薬剤科	★専門の大学卒(見込み) で20歳以上30歳未満 ★専門の大学卒(見込み) で20歳以上26歳未満 (専門の大学院修士課程 修了者(見込み)は28歳 未満)		2次: 6月15日(火) ～17日(木) 3次: 7月14日(水) ～23日(水)	
予備自衛官補	一般	18歳以上34歳未満	第1回 1月12日(火) ～4月9日(金) 第2回 7月20日(火) ～10月8日(金)	第1回 4月17日(土) ～4月19日(月) 第2回 10月16日(土) ～10月18日(月) いずれか1日を指定	【合格発表】 第1回 5月21日(金) 第2回 11月19日(金)
	技能	18歳以上で有する技能に 応じて53歳～55歳未満			

問い合わせ先 自衛隊山梨地方協力本部 大月地域事務所(大月市御太刀2-8-10 大月合同庁舎2階)
☎: 0554-22-1298

「合同企業セミナー」開催のお知らせ

平成23年春卒業予定の学生や一般の方を対象に「合同企業セミナー」の開催を予定しております。
富士北麓で操業している企業での就労に関心がある学生及び社会人の皆さんの参加をお待ちしております！

- 日 時：平成22年2月12日(金) 午後1時30分～午後3時30分まで（受付開始：午後1時～）
- 会 場：ハイランドリゾートホテル&スパ「バンケットホール」
- 参加対象者：富士北麓の企業での就労に関心のある学生（平成23年春、大学・短大・専修学校を卒業予定の方。高校卒業予定者を除く）及び社会人
- 内 容：個別面談方式による企業紹介
- 参加方法：参加費用は無料です。当日、直接会場にお越しください。

【参加予定企業】（順不同）

- | | | |
|--------------------|---------------|-------------------------------------|
| ●シチズンセイミツ(株) | ●シチズン電子(株) | ●都留信用組合 |
| ●(株)エスエスワイ | ●富士急行(株) | ●ティアックマニュファクチャリングソリューションズ(株)富士吉田事業所 |
| ●(株)富士急ハイランド | ●富士山仙水(株) | ●甲斐ゼミナール |
| ●中央観光(株)ホテル鐘山苑 | ●(株)富士情報 | ●富士吉田市役所 |
| ●(株)加藤電器製作所 | ●(株)文理学院 | ●クレイン農業協同組合 |
| ●(株)カナエフーズ | ●浅間合成(株) | ●山梨信用金庫 |
| ●芙蓉建設(株) | ●(株)牧野フライス製作所 | ●(株)いちやまマート |
| ●富士吉田市立病院(助産師・看護師) | ●(株)セルバ | ●ハイランドリゾート(株) |
| ●富士吉田キューピー(株) | ●(株)ユニ・テクノロジー | ●ホンダ自動車販売(株) |

※学生等保護者の皆様へ

富士北麓地域での就職をお考えになっている学生の皆さんに、地元企業を知っていただくよい機会だと思います。ぜひ、ご子息にこの「合同企業就職セミナー」の開催をご紹介いただき、参加を勧めていただくようお願いいたします。

お問い合わせ先 富士吉田市 都市産業部 商工振興課 TEL：0555-23-7053(直通) FAX：0555-24-2235

山火事予防について

冬から春先にかけては、林野火災が多発する時期です。山火事発生の原因の多くがタバコの投げ捨て、たき火、火入れなどの不始末が原因です。山火事の多くが、ちよつとした火の取り扱いの不注意により発生しておりますので、貴重な森林資源を守るため、次のことを守ってください。

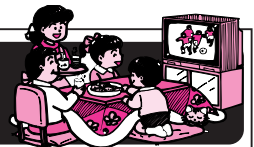
- たばこは安全な場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、持ち帰ること。
- 決して投げ捨てないこと。
- 枯れ草等がある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- たき火等火気の使用後、その場所を離れるときは完全に消火すること。
- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。

◆問い合わせ先

県森林整備課
FAX 055(223)1644
055(223)1644



地上デジタル放送 無料説明会のお知らせ



総務省山梨県テレビ受信者支援センター（デジサポ山梨）が、次のとおり説明会を行います。

申し込みは不要で、どなたでも無料で参加できますので、お気軽にお越し下さい。

日 時 2月25日(木) 午後7時～概ね1時間

場 所 YLO会館

お問い合わせ先

デジサポ山梨 ☎055(255)6038
〔平日午前10時～午後6時〕

消防職員募集



平成21年度 富士五湖広域行政事務組合 消防職員採用試験実施要綱

富士五湖広域行政事務組合消防職員採用試験を次のとおり実施する。

採用職種及び採用予定人員

- (1)職 種 消防吏員
(2)採用予定人員 1名
受験資格

- (1)この試験が受けられる者

- ①大学卒・昭和58年4月2日から昭和63年4月1日まで生まれた者

- ②平成22年3月前記学校を卒業見込みの者

(2)身体要件

受験に必要な身体要件があります。

(3)住所要件

受験に必要な住所要件があります。

欠格条項

受験の可否に伴う欠格条項があります。

申込書の受付期間

平成22年2月1日(月)から2月8日(月)まで

受付時間は午前9時から午後5時までとする。(土曜、日曜日

お知らせ

及び祝祭日は除きます。)なお、郵送の場合は2月8日消印のあるものまで受け付けします。

採用試験

(1)日時及び場所

平成22年2月15日(月)
午前8時50分

(受付時間午前8時30分)

※詳細は富士五湖消防本部管理課へお問合せ下さい。

富士五湖消防本部 管理課

☎0555(22)4428

第3回山梨県スポーツ少年団 フェスティバル参加者募集

山梨県スポーツ少年団では、「青少年の健全育成」を目的に、競技・単位団の枠を越え、団員同士の相互の理解と親睦を深め、少年団活動の一層の活性化を図るために、標記イベントを開催致します。

今回は、これまで以上に大会を盛上げるために、新たにトップアスリートとの交流や各種スポーツ交流会も計画しております。

詳細につきましては、下記をご参照の他、山梨県体育協会のホームページにも掲載されておりますのでぜひ、「応募下さい」。

日 時 平成22年4月3日(土)
雨天決行
受 付 午前8時
開 会 午前8時30分
場 小瀬スポーツ公園陸上競技場 他

参加資格

平成21年度山梨県スポーツ少年団登録者または、平成22年度山梨県スポーツ少年団登録予定者

参加料

300円
(参加賞、保険代含)

定 員

先着1000名

申込期間

平成22年3月5日(金)必着

申込先

(財)山梨県体育協会スポーツ振興課内

問合せ先

山梨県スポーツ少年団

〒400-0836
甲府市小瀬町840

FAX 055(243)8599

E-Mail yamanashiken@japan-sports.or.jp

☎055(243)8599

(内線255)

URL http://www.sports.pref.yamanashi.jp/ysi_wdm/html/taiyo/index.html

※インターネット検索エンジンで「山梨県体育協会」で検索して下さい。

「平成22年度山梨県消費生活相談員」の募集

地域における消費生活の相談窓口となり、消費者問題に関する意見・要望をお寄せいただき、消費者と行政の橋渡し役となつていただく消費生活相談員を募集します。

任 務

地域での消費生活相談・苦情への対応、消費者の意見・要望を県に報告、消費者啓発、研修会出席など

応募資格

県内在住の20歳以上で、消費生活問題に積極的に取り組む意欲がある者

募集人員

30人

任 期

平成22年4月1日～平成24年3月31日(2年間)

謝 金

年額上限6000円

*ただし、定期報告などの通信費は県で負担

応募方法

応募用紙に住所、氏名(ふりがな)、県消費生活相談員・その他官公庁モニター経験の有無、応募理由などを記載し郵送

応募用紙配布場所

消費者安全・食育推進課、県民生活センター、各地域県民センター

*県のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/index.html>

応募期間

1月8日(金)～2月8日(月)(当日消印有効)

応募・問い合わせ先

消費者安全・食育推進課

〒400-8501

甲府市丸の内1-6-1

☎055-223-1352

FAX 055-223-1587

決算書作成相談会のお知らせ

まもなく平成21年分確定申告の時期を迎えます。大月税務署管内(社)大月青色申告会西桂支部では、税理士の方と記帳指導者による相談会を開催します。是非この機会をご利用ください。

日 時

平成22年2月2日(火) 午前10時～午後3時

会 場

西桂町商工会会議室

持ち物

平成21年分の帳簿類(集計したもの)、平成20年度分の申告書・決算書控

連絡先

大月税務署管内(社)大月青色申告会西桂支部

☎0555-243616



児童館活動報告

クリスマス会 12月19日(土)

実行委員の考えたゲーム『お笑い芸人ビンゴ』では色々な芸人の名前が出て会場が“よっしゃ〜!”“え〜っ”と会場が盛り上がり…。『着せ替えまがい探し』は、モデルのどの部分がどう変わっているのか?会場が“シーン”となり真剣に答えていました。都留文科大学生のボランティアの方々にもお手伝いを頂き『木とりす・だるまさんがころんだ』を会場いっぱいに使い楽し

みました。ケーキを食べたり、サンタクロースからプレゼントを頂いたり楽しい時間を過ごす事が出来たようでした。



かげえ鑑賞 12月25日(金)

『影絵劇団かしの樹』を迎えて“シルエットファンタジー・はらぺこプンタ”を見せて頂きました。スクリーン奥で、ライトの当て方により、影が作り出すおもしろさや不思議さを感じる事ができ、影絵の作りだす独特の雰囲気を感じる事ができました。保育所の年長・年中児も参加をし一緒に楽しむ事ができました。



母親クラブ活動報告



クリスマス会 12月9日(水)

クリスマス会をしました。サンタさんにプレゼントをもらったり、ケーキや焼きそばを食べて楽しく過ごせました。

保 育 所



クリスマス会 12月22日(火)

子ども達の待ちにまったクリスマス会の日。「本当にサンタさん来るかなあ?」とわくわくしながらの楽しい一日を過ごしました。子ども達の楽しい踊りや一発芸で盛り上がり、サンタさんからのプレゼントに大喜び!夢いっぱいのクリスマスメニューに感動し、おいしくいただきました。午後には、劇団ちろりんの皆さんによる人形劇「うさぎ君の家」を観賞し、大満足の日でした。

人口と世帯

平成22年 1月1日現在

男	2,327人 (-2)
女	2,436人 (±0)
合計	4,763人 (-2)
世帯	1,495世帯 (-1)

12月届出

倉見白井友江
倉見渡邊 たつ江
親族 正弘 喬智

おくやみ (死亡)

(堀内桂子 寧河川湖
渡邊誠 倉見

(古村美紀 倉上町
川屋裕典 見

おしあわせに (婚姻)

倉見渡辺 琉真
倉見小川 穂穂
下暮地 小野田 莉瑚
柿園渡邊 詩恩
本町志村 葵音
倉見桑原 聖波

おめでた (誕生)

保護者

慶弔

2月・3月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	2月 1	2 ●マタニティクラス am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●ひよこ学級 am10:00 (児童館)	3 ●豆まき (保育所)	4	5	6 ●児童館清掃 (学童保護者) am10:00
7	8	9 ●マタニティクラス am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●「ねんきん定期便」 無料出張相談所開設 am9:00~pm4:00	10	11 建国記念の日	12 ●育児学級① am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	13 ●資源化物回収 am7:00~ ●児童館休館 ●中学校図書室一般開放日 am10:00~pm3:00
14	15	16 ●マタニティクラス am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	17 ●3歳児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	18 ●のびのび広場 am10:30~11:15 (いきいき健康福祉センター)	19 ●育児学級② am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	20 ●ベビブレードで遊ぼう am10:00 (児童館) ●新入園児一日入園 (保育所) ●なんでも相談所 pm1:30~pm3:00 (上町公民館)
21	22	23 ●マタニティクラス am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	24 ●乳児健診 pm1:30~ (いきいき健康福祉センター)	25 ●5歳児健診 pm4:00~ (いきいき健康福祉センター)	26 ●年長児お別れ遠足 (保育所)	27 ●中学校図書室一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館休館
28	3月 1	2 ●マタニティクラス am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●子育てセミナー④ ●ひよこ学級 am10:00~11:30 (いきいき健康福祉センター)	3	4	5	6 ●料理教室 am10:00 (児童館)
7	8	9 ●両親学級 pm7:30~9:00 (いきいき健康福祉センター) ●お別れ会 (保育所) ●「ねんきん定期便」 無料出張相談所開設 am9:00~pm4:00	10	11 ●のびのび広場 am10:30~11:15 (いきいき健康福祉センター)	12	13 ●資源化物回収 am7:00~ ●中学校図書室一般開放日 am10:00~pm3:00 ●小物づくり am10:00 (児童館)
14 ●粗大ゴミ am9:00~12:00 pm1:00~3:00 (尾尻地区)	15	16	17	2月の納税 ●固定資産税 第4期 ●国民健康保険税 第6期 ●介護保険料 第6期 ●後期高齢者医療保険料 第8期		

行事予定・人のくつき